

1. 現在の移入種問題に対する考え

- ・ペット用等に輸入された動植物が日本固有の生態系に影響を及ぼしているという事実は、ペット業界の一員として、厳粛に受け止めている。
- ・しかしながら、この問題に関しては、飼育者による飼育放棄や一部の輸入業者による無計画な輸入等が原因と考えられ、輸入動物に対する他の規制（動物由来感染症等）とは、本質的に異なるものだと考えられる。
- ・業界従事者及び飼育者のモラルの問題であることから、特定の移入種に対する輸入規制ではなく、ペット業界及び飼育者に対する指導又は規制をしない限り、移入種問題の本質的な部分は解決されないのではないかと考える。

2. 輸入から小売販売及び飼養者等の現状

- ・近年、動愛法の施行に伴い、ペット業界における動物の取扱及び動物の販売に対する意識が高まったと思われる。
- ・飼育者のペットに対する意識が、従来の愛玩動物という概念からコンパニオンアニマル（家族の一員）という概念に変化している。
- ・近年の住宅事情の変化（ペット飼育が可能な共同住宅等）や、エキゾチックアニマルブームの影響により、その生態が熟知されていないにも関わらず、安易に珍しい移入種が入手できる現状がある。

3. 現時点において既に取り組まれているものがあればその内容

- ・無計画、無作為な輸入をしないよう心掛けている。
- ・販売の際、当該動物に関する十分な飼育及び取扱の説明を心がけている。

4. 輸入等が規制された場合の問題点

- ・輸入動物に対する多くの規制がすでにあり、これ以上の規制はのぞみません。

5. 移入種問題を解決・予防するために特に何が必要と考えるか

- ・地方自治体レベルでのペット飼育者に対する意識改革の促進
- ・地方自治体レベルでの飼育動物登録制度
- ・ペットショップにおける顧客管理の徹底
- ・輸入者の登録制度（無計画な輸入の制限等）

6. その他移入種に関する御意見

- ・アライグマ、スカンク、キツネに関しては、狂犬病予防法に基づく規制の為、近年、輸入はあまりありません。
- ・本年3月より、プレーリードッグが輸入禁止となり、その他の齧歯類も、今後、規制の対象になるという話もあります。すでに規制の対象にある移入種、または、これから規制されるであろう移入種に対して、今回の移入種問題への対策として、さらに輸入規制をかけるのではなく、他省庁、及び他法令との包括的な対応を望みます。